

霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

霧島市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の10.5」を「100分の11.6」に改める。

第5条中「21,400円」を「22,400円」に改める。

第5条の2第1号中「22,000円」を「23,000円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「11,500円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「17,250円」に改める。

第6条中「100分の3.0」を「100分の3.4」に改める。

第7条中「7,200円」を「7,400円」に改める。

第7条の2第1号中「6,200円」を「6,400円」に改め、同条第2号中「3,100円」を「3,200円」に改め、同条第3号中「4,650円」を「4,800円」に改める。

第8条中「100分の2.2」を「100分の2.6」に改める。

第9条の2中「8,900円」を「9,400円」に改める。

第9条の3中「5,200円」を「5,700円」に改める。

第23条第1号ア中「14,980円」を「15,680円」に改め、同号イ（ア）中「15,400円」を「16,100円」に改め、同号イ（イ）中「7,700円」を「8,050円」に改め、同号イ（ウ）中「11,550円」を「12,075円」に改め、同号ウ中「5,040円」を「5,180円」に改め、同号エ（ア）中「4,340円」を「4,480円」に改め、同号エ（イ）中「2,170円」を「2,240円」に改め、同号エ（ウ）中「3,255円」を「3,360円」に改め、同号オ中「6,230円」を「6,580円」に改め、同号カ中「3,640円」を「3,990円」に改め、同条第2号ア中「10,700円」を「11,200円」に改め、同号イ（ア）中「11,000円」を「11,500円」に改め、同号イ（イ）

中「5,500円」を「5,750円」に改め、同号イ（ウ）中「8,250円」を「8,625円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「3,700円」に改め、同号エ（ア）中「3,100円」を「3,200円」に改め、同号エ（イ）中「1,550円」を「1,600円」に改め、同号エ（ウ）中「2,325円」を「2,400円」に改め、同号オ中「4,450円」を「4,700円」に改め、同号カ中「2,600円」を「2,850円」に改め、同条第3号ア中「4,280円」を「4,480円」に改め、同号イ（ア）中「4,400円」を「4,600円」に改め、同号イ（イ）中「2,200円」を「2,300円」に改め、同号イ（ウ）中「3,300円」を「3,450円」に改め、同号ウ中「1,440円」を「1,480円」に改め、同号エ（ア）中「1,240円」を「1,280円」に改め、同号エ（イ）中「620円」を「640円」に改め、同号エ（ウ）中「930円」を「960円」に改め、同号オ中「1,780円」を「1,880円」に改め、同号カ中「1,040円」を「1,140円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

財政運営の責任主体である鹿児島県から市町村ごとに示された標準保険料率等に基づき、本市の平成31年度国民健康保険税率等を定めるため、本条例の所要の改正をしようとする

ものである。